

教室や家庭以外にも 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。

不登校の児童生徒のための相談や学習の場、保護者を支援する様々な制度やサービスがあります。まずは、学校または教育委員会に相談してみましょう。



①教育委員会（不登校相談担当）

お子さんの不登校が続き、学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校担当まで御相談ください。学校生活の悩みの相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

②

親の会

不登校のお子さんをもつ保護者同士が、情報交換を行ったり不安や悩みを共有したりすることができます。



③

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

④

フリースクール等

学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校の子どもが学習したり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑤

学びの多様化学校

通常の学校に行きづらいお子さんのために、通常の学校より授業時数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・高等学校等）のことです。

⑥

夜間中学

学齢期を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う中学校のことです。学齢生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

⑦学校内の専門家等

学校内にも落ち着いて過ごせる場所や相談に乗ってくれる専門家がいます。これらの教室の利用や相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。公認心理師や臨床心理士などの資格をもっている方が多いです



スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校に派遣または配置される方のことです。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格をもっている方のことです。

【北海道の相談窓口】

- [各市町村における不登校児童生徒の支援に係る相談窓口](#)
- [各市町村の教育支援センター](#)
- [子ども相談支援センター](#)

子ども相談支援センターでは、いじめや不登校、性的マイノリティなどに悩む子どもたちや保護者からの相談を受け付けています。